

## 2018キラリ☆まちだ祭ホームページに掲載するバナー広告の取扱基準

### 第1 趣旨

この基準は、2018キラリ☆まちだ祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開設する2018キラリ☆まちだ祭ホームページ（URLは<http://kirari-machida.info/2018/>とする。以下「実行委員会ホームページ」という。）へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この基準において「バナー広告」（以下「広告」という。）とは、ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへリンクをすることができるものをいう。

### 第3 広告の掲載位置等

- 1 広告を掲載するページは、実行委員会ホームページのトップページの有料広告欄とし、掲載位置は実行委員会が指定するものとする。
- 2 申し込み単位は1事業主につき1枠とする。

### 第4 広告の規格等

- 1 広告の規格は次のとおりとする。
  - (1) サイズは、縦100ピクセル×横400ピクセルとする。
  - (2) 画像データ形式はGIF形式の静止画とし、アニメは不可とする。また広告を点滅させることも認めないこととする。
  - (3) 容量は7キロバイト以内とする。
- 2 実行委員会ホームページへ掲載する広告は、高齢者や障がい者を含めた多くの人を利用できるよう、文字の大きさや色の組み合わせ等に配慮しなければならない。

### 第5 広告の掲載期間等

- 1 広告の掲載期間は2018キラリ☆まちだ祭ホームページ開設（8月下旬から9月上旬予定）から11月30日までとする。
- 2 広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日をもって終了するものとする。

## 第6 広告掲載料

広告掲載料は、1 枠10,000円とする。

## 第7 広告を掲載しようとする者

広告を掲載しようとする者は、別表1に掲げるものを除く事業主とする。

## 第8 掲載する広告

掲載する広告は、実行委員会ホームページの公共性及び品位を保てる広告とし、別表2に掲げるものを除く。

## 第9 広告の募集

広告の募集は、原則として町田市ホームページ及び町田商工会議所ホームページ等により公募するものとする。

## 第10 広告掲載の申し込み

広告を掲載しようとする者は、広告原稿を添えて指定された様式の申込書を、期日までに実行委員会事務局へ提出する。この場合において、実行委員会は、必要に応じて業務内容等の分かる資料の提出を求めることができる。

## 第11 広告掲載の決定

1 実行委員会は、第10の規定により申し込みがあったときはその内容等を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

## 第12 ホームページ開設後の申し込みについて

随時申し込みを受け付けるものとし、第11の規定により広告掲載の決定を行うものとする。

## 第13 広告原稿の提出

第11、第12の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、事業所名等が明記された広告原稿の画像データを作成し、原稿入稿日までに提出する。

## 第14 広告掲載料の納付及び経費の負担

1 広告主は、実行委員会が指定する口座に、広告掲載料を実行委員会の指定する期日までに、一括して振込（振込手数料は広告主負担）、支払うものとする。

2 広告原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

#### 第15 事業所名等の記載

広告主は、広告に必ず事業所名等を記載しなければならない。

#### 第16 広告主の届出義務

広告主は、次の各号に該当する場合は、指定された書式により、速やかに実行委員会に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、有料広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

#### 第17 広告掲載の取消

実行委員会は、広告の掲載後においてもその内容等について随時確認を行い、広告主等が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該広告の広告掲載期間であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主から広告掲載辞退の申出があったとき。
- (2) 広告主及び広告が、第7及び第8に該当しなくなったとき
- (3) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (4) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。

#### 第18 広告掲載料の還付

1 実行委員会は、広告掲載期間中、広告主の責めに帰さない理由により、広告を連続して12時間以上掲載できなくなったときは、当該掲載できなかった時間に応じて、次のとおり広告掲載料を還付する。

- (1) 掲載できなかった時間が12時間以上24時間以下の場合は、1日とする。
- (2) 掲載できなかった時間が24時間を超えた場合は、掲載できなかった日数(24時間を1日とする)に1日を追加する。
- (3) 還付する金額は、1日につき100円とする。ただし、3カ月以上の場合は全額を還付する。

第19 転貸の禁止

広告主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできない。

第20 その他

この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この取扱基準は、2018年8月10日から施行する。